

藤田医科大学オープンファシリティセンター規程施行内規

昭和50年規程第2号

施行 昭和50年2月1日

改正 令和6年2月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、藤田医科大学オープンファシリティセンター規程（昭和50年規程第1号。以下、当センター規程という）第10条により、オープンファシリティセンター（以下、当センターという）における施設の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営)

第2条 当センターの管理運営は、オープンファシリティセンター長（以下、センター長という）が行う。

(利用者)

第3条 当センターの利用を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 藤田医科大学（以下、本学という）の教職員
- (2) 本学の教職員が指導する学生及び研究者
- (3) その他センター長の許可を得た者

(利用者の遵守事項)

第4条 当施設を利用する者（以下、利用者という）は、当センターの利用にあたっては、本学の諸規程及び関係法令を遵守し適切に利用しなければならない。

2. 利用者は、次の各号に掲げる禁止事項を行ってはならない。

- (1) 当センターを第5条に基づく利用申請で申請した以外の目的で利用する行為
- (2) 当センターにおいて知り得た情報を、正当な理由なく他へ漏えいする行為
- (3) 第13条第3号に基づく許可印を受けていない機器、私有物その他物品を当センターに持ち込む行為
- (4) 当センターの機器を、許可なく他の場所へ移動させる行為
- (5) 賃借又は使用の許可を得ていない区域を不当に占有する行為

3. 利用者は、当センターを利用するときは、利用する場所の整理整頓及び衛生環境の整備を心掛け、適切に使用しなければならない。

第2章 当センターの利用申請

(利用の申請)

第5条 当センターの機器の利用又は当センターの管理する区域の使用を希望する者は、センター長に対し、所定の利用申請書を提出し申請しなければならない。なお、提出先の窓口は、研究支援部研究支援課（以下、研究支援課という）とする。

2. 前項の利用申請の受付は、年度ごとに管理する。

(利用の承認)

第6条 前条第1項の申請は、センター長の承認を得なければならない。

2. センター長は、前項の申請があったときは、当該機器設備等を所管する部門（以下、所管部門という）の業務をはじめ本学の業務に支障がない場合に限り許可する。ただし、その他の事由により、センター長が許可できないと判断した場合はこの限りでない。

(利用期間)

第7条 当センターの利用期間は、前条第2項に定める許可を得た日から当該年度の末日までとする。

2. 利用者は、年度を超えて引き続き利用を希望する場合は、改めて第6条第1項の規定に基づく申請を行わなければならない。

(利用時間)

第8条 当センターの利用時間は、原則として本学の休業日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、所管部門の許可を得た場合はこの限りでない。

(変更の届出)

第9条 当センターの利用が承認された利用者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、センター長に対し、速やかにその変更事項を届け出るとともに、承認を得なければならない。

第3章 機器の管理及び使用

(機器運用責任者)

第10条 センター長は、機器の操作、操作の指導及び維持に関する運用業務を行うため、機器ごとに機器運用責任者を置く。

(講習会)

第11条 機器運用責任者は、適宜、機器の操作方法等に関する講習会を開催する。

(利用予約)

第12条 利用者は、機器の利用をするときは、第6条第2項に定める許可を得た上で、所定の方法により、機器の利用予約の申請を行わなければならない。

2. センター長は、前項の申請があったときは、当該機器設備等を所管する部門（以下、所管部門という）の業務をはじめ本学の業務に支障がない場合に限り許可する。なお、センター長は、本学の業務に支障が生じる事由が許可後に生じ、調整が必要と認める場合は、当該許可を受けた利用者に連絡の上、日程の調整を行う場合がある。

(機器の利用)

第13条 当センターの機器を利用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 操作の認定が必要な機器は、機器運用責任者が許可する利用者に限ること
- (2) 利用者は、機器運用責任者の定めた使用心得を厳守し、所定の利用簿に必要事項を記入しなければならないこと
- (3) 当センターの施設へ実験研究に必要な機器類を持ち込む場合は、所定のオープンファシリティセンターへの機器・備品持込票に明細を記入し、センター長の許可印を受け、機器に貼付すること

(利用料等)

第14条 センター長は、運営委員会と協議の上、その決定により機器の利用料及び当センターの管理区域の賃借の使用料（以下、合わせて利用料等という）を設定し、かつ改定することができる。なお、利用料等の費目及び金額については、別に定める。

2. 利用者は、利用料が設定されている機器を利用するとき又は当センターの管理区域を賃借するときは、利用料等を支払わなければならない。なお、利用料等は、月単位で精算する。
3. 本学に所属する利用者（以下、学内利用者という）の利用料等は、教員に配分される研究費等から振り替える。
4. 本学に所属していない利用者（以下、学外利用者という）は、本学が交付する請求書に基づき請求された利用料等を、指定された期日までに本学の指定する方法により支払わなければならない。
5. センター長は、学外利用者であって、かつ本学の教員と共同研究を行う者に対し、次の各号に掲げるすべての要件を充たした場合に限り、請求する利用料等の金額から所定の割合を減額することができる。なお、減額の割合及び手続きについては、別に定める。
 - (1) 共同研究を行う当該学外利用者が、申請時にあらかじめ研究支援課に対し、申し出を行うこと
 - (2) 申請時に研究支援課から指定された証憑を添付して提出すること

(機器の破損及び紛失)

第15条 利用者は、故意又は過失により当センターの施設、設備、機器及びその他当センターの備品を滅失又は毀損したときは、速やかに原状に復さなければならない。

2. 前項により原状回復に要する費用は、利用者の負担とする。

(異状時の措置)

第16条 利用者は、機器の操作中その機器に異状を認めたとき又は測定結果の異状を認めたときは、直ちにその機器の操作を中止するとともに当センターの教職員に連絡しなければならない。

2. 前項に規定する測定結果の異状が機器によるものであるとセンター長が認めたときは、第14条に規定する利用料等のうち、機器の利用料は徴収しない。

(報告)

第17条 利用者は、センター長から施設設備の利用に係る事項について報告を求められた場合は、センター長の指定する方法により報告しなければならない。

(利用許可の取消し)

第18条 学長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議を経て、利用の許可の取消し又は相当の期間を定めて当センターの利用の制限をすることができる。

- (1) 当センターの規程、この内規又は別に定める使用心得に違反したとき
- (2) 当センターの運営に重要な支障を生じさせたとき
- (3) その他当センターの運営上の必要が生じたとき

2. 前項の利用の取り消し又は利用の制限の審議については、藤田医科大学オープンファシリティセンター運営委員会規程（令和6年規程第1号）の定めるところによる。

第4章 その他

(雑則)

第19条 この内規に定めるもののほか、当センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第20条 この内規の改正は、学長の決定による。

附則

1. この細則は、昭和50年2月1日から施行する。
2. この改正細則は、昭和61年4月21日から施行する。
3. 平成12年4月1日「藤田保健衛生大学共利研施設の使用細則」を一部改正し、かつ「藤田学園共同利用研究施設規程施行細則」とする。
4. 平成21年4月1日一部改正
5. 平成31年4月1日一部改正
ただし、第14条の改正は、平成30年8月1日に遡って効力を生ずるものとする。
6. 令和3年10月1日一部改正
7. 令和5年4月1日一部改正
8. 令和6年2月1日一部改正
ただし、令和5年10月1日に遡って適用する。
同日、「藤田学園共同利用研究施設規程施行細則」は廃止する。